

# 第2号技能実習の対象職種・作業の追加に伴う認定計画の変更について

非移行対象職種・作業で第1号技能実習を終えた者が、第2号技能実習に移行することは認められませんが、新たに追加された移行対象職種・作業と類似の非移行対象職種・作業に係る第1号技能実習を実施中の場合等においては、追加された移行対象職種・作業へ変更することにより、第2号技能実習に移行することが認められますので、対象の職種・作業に該当する場合は、以下を参考にしてください。

## 本取扱いによる変更認定の扱い

移行対象職種・作業として審査基準の内容を満たすことを審査するため、変更認定が必要であり、次の要件を満たす場合に限り、変更認定の対象とします。

- ・ 職種・作業の追加日までに、既に非移行対象職種・作業に係る認定申請がなされていたこと(当該申請が不認定又は取下げとなった場合を除く。)
- ・ 変更前後の実習実施者が同一であること。
- ・ 変更認定申請が、技能実習計画期間の末日までに行われること。

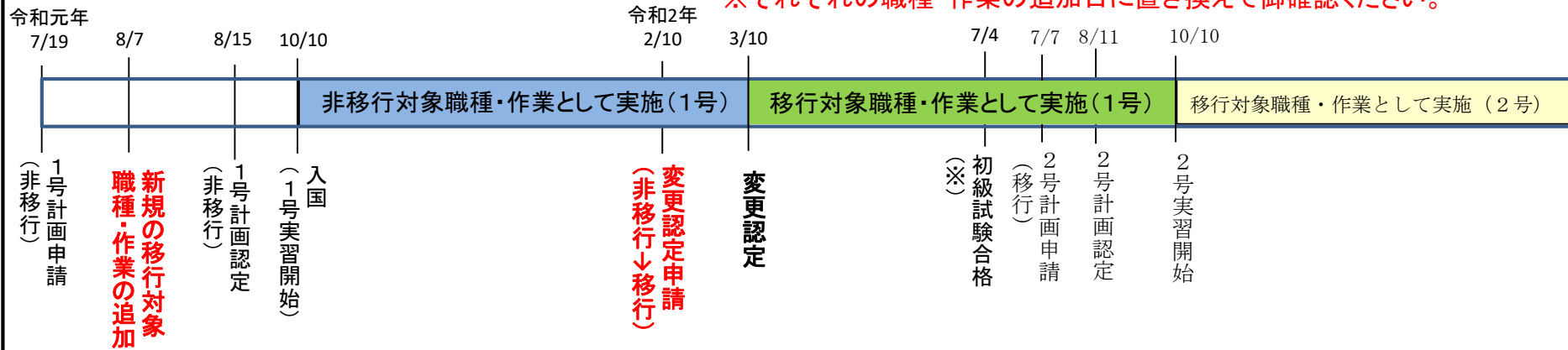
※ 第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習の変更後の計画に沿って、初級の技能実習評価試験等への合格が必要です。

ただし、試験実施体制の整備状況により、すぐに受検することが困難な場合、一度帰国が必要となることもありますので、可能な限り早めに試験実施機関に確認して下さい。

※ 残りの技能実習計画期間が少ない場合であっても、必ず変更認定申請を行ってください。

## 【非移行対象職種として1号計画を申請した後、職種・作業の追加に伴い、移行職種として変更認定を行う場合のモデルケース】

※それぞれの職種・作業の追加日に置き換えて御確認ください。



※ 最近追加された職種・作業の初級試験開始時期

- ・ 農産物漬物製造職種・農産物漬物製造作業 (平成30年11月12日追加) : 未定
- ・ リネンサプライ職種・リネンサプライ仕上げ作業 (平成30年11月13日追加) : 令和元年8月より実施予定
- ・ 医療・福祉施設給食製造職種・医療・福祉施設給食製造作業 (平成30年11月16日追加) : 未定